

竹原事務所告示第1号

竹原市水道事業における漏水の場合の水道料金の減免取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

広島県水道広域連合企業団竹原事務所長 堀 信 正 純

竹原市水道事業における漏水の場合の水道料金の減免取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、漏水の場合の水道料金（以下「料金」という。）の減免の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定使用水量 漏水の場合に、この要綱に基づいて算定した水量で、水道料金として請求する使用水量をいう。
- (2) 計量水量 今回指示数から前回指示数を差し引いた水量をいう。
- (3) 推定使用水量 漏水がなかったときに、使用者が実際に使用したと推定される水量をいう。
- (4) 推定漏水量 給水装置の事故等により、漏水したと推定される水量をいい、計量水量から推定使用水量を減じた水量をいう。
- (5) 漏水負担水量 推定漏水量のうち使用者が負担する水量をいい、推定漏水量から減免する水量（以下「減免水量」という。）を減じた水量をいう。

(減免の対象)

第3条 使用者又は所有者（以下「使用者等」という。）が善良な管理者の注意義務を怠らずに発生した計量水量が推定使用水量の2倍を越える漏水で、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条に規定する減免水量に係る料金を減免することができる。

- (1) 地下埋設管の破裂等による漏水で、発見が相当に困難であると認められる場合
- (2) 壁中、床下配管等の破裂による漏水で、発見が相当に困難であると認められる場合
- (3) その他、広島県水道広域連合企業団竹原事務所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合

(減免の除外)

第4条 次に掲げる漏水については、原則として減免をしないこととする。

- (1) 給水栓及びバルブ等の露出箇所の漏水
- (2) 水洗便所の洗浄装置・温水器・湯沸器等の器具の故障による漏水
- (3) 受水槽以下の給水設備の故障等による漏水
- (4) 不正工事による漏水
- (5) 指定工事店以外が修理を行った場合（ただし所長が認める場合を除く。）
- (6) 減免の決定後1年以内に同一の給水装置等から漏水があったとき。

(7) 竣工検査6か月以内の不良工事による漏水（工事施工者の負担とする。）

(8) 使用者等が漏水の事実を知らずながら修理を怠ったとき。

（対象期間）

第5条 漏水減免の対象期間は、漏水に起因して使用水量が最も増加したと認められる1期分とする。ただし、やむを得ない特別の事情があると所長が認めたときは、この限りでない。

（認定使用水量の算定）

第6条 認定使用水量は、推定使用水量と漏水負担水量との合計水量とする。

（推定使用水量の算定）

第7条 推定使用水量は、次の各号のうち最も適切なものにより定める（算出した水量の1立方メートル未満は切り捨てる。）ものとする。

- (1) 前2期分の使用実績がある場合は、前2期分の平均水量
- (2) 前号の方法により算定することが、適切と認められない場合は、前年同期の使用実績水量
- (3) 過去の使用実績がない場合、又は前2号によりがたい場合は、漏水等の修理後における一定期間の使用実績水量をもとに、日割計算によって算定した水量

（減免水量の算定）

第8条 減免水量は推定漏水量の2分の1（算出した水量の1立方メートル未満は切り上げる。）とする。ただし、計量水量が推定使用水量の5倍を超える場合は、推定使用水量の3倍を超える水量を減免水量とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、推定漏水量の全量を減免水量とする。

- (1) 天災地変による漏水
- (2) 水道量水器の取替等による漏水
- (3) その他所長が特に必要と認めた場合

（減免の申請）

第9条 料金の減免を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 減免申請年月日
- (2) 減免申請者の住所・氏名
- (3) 給水場所及び給水名義人の氏名・名称
- (4) 漏水の原因・状況・修理のてん末

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。